

## 会議資料 2

○甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 16 年 12 月 20 日

規則第 146 号

改正 平成 19 年 5 月 28 日規則第 26 号

平成 20 年 3 月 28 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年甲賀市条例第 196 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第 1 条に規定するあらゆる差別をなくすための、重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に対して識見を有する者
- (2) 関係機関、団体の代表
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席及び資料の提出）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（平成19年規則第26号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則（平成20年規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。